

一般社団法人この花咲くやアート協会定款

第 1 章 総則

第 1 条

この協会の目的は

第 2 条

この協会の名称は

第 3 条

この協会の住所は

第 4 条

この協会の代表者は

第 5 条

この協会の役員は

第 6 条

この協会の会計は

第 7 条

この協会の解散は

第 8 条

この協会の附則は

第 9 条

この協会の施行規則は

第 10 条

この協会の定款は

第 11 条

この協会の印章は

第 12 条

この協会の附則は

謄 本

一般社団法人この花咲くやアート協会 定款

第 1 章 総則

第 1 条

この協会の目的は

第 2 条

この協会の名称は

第 3 条

この協会の住所は

第 4 条

この協会の代表者は

第 5 条

この協会の役員は

第 6 条

この協会の会計は

第 7 条

この協会の解散は

（趣意の表明） 一般社団法人この花咲くやアート協会定款

第6条 社員総会において入会金及び会費を定めたときは、当該人の職費に充てるため、

第1章 総則
第1条 当法人は、一般社団法人この花咲くやアート協会と称する。

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人この花咲くやアート協会と称する。

第7条 社員は、理事が別に定める退社届を提出して、任意に当法人を退社することがで

（事務所）
第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

（第2章）

第8条 第2章 目的及び事業
第9条 当法人は、社員総会の決議によって職名を定めることができる。

（目的）

第3条 当法人は、正蓮寺川公園及び此花区のまちを舞台とするアート事業「konohana permanentale100+」を軸とする各種事業に広く取り組み、みんなのアートの合言葉のもと「祭り」の楽しさを創出し、此花区の内外を問わず人と人・人とまち・まちとまちを、また、人とアート・アートとアートをつなぎ、此花区内はもちろん此花区外をも盛り上げ、もっていのちの輝きが脈々と持続していく未来の実現に寄与することを目的とする。

（第3章）
第10条 第6条の支払い義務を1ヶ月以上履行しなかったとき、

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術祭などのイベント事業
- (2) 正蓮寺川公園におけるパブリックアートの推進
- (3) 正蓮寺川公園のアート作品及び正蓮寺川公園の愛護活動
- (4) 正蓮寺川公園でのアート空間をプラットフォームとした国際交流事業
- (5) バタフライガーデン事業
- (6) 花の育成事業
- (7) 養蜂事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第3章 社員

（第4章）

（入社）
第5条 当法人の設立後、社員となろうとする者は、理事の定めるところにより入社の申込みをし、社員全員の承認を受けなければならない。

第5条 当法人の設立後、社員となろうとする者は、理事の定めるところにより入社の申込みをし、社員全員の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 社員総会において入会金及び会費を定めたときは、当法人の経費に充てるため、全ての社員は当該会費を、新たに入社する社員は当該入会金を、それぞれ支払わなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事が別に定める退社届を提出して、任意に当法人を退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。

- (1) 社員の義務に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合の他、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を6ヶ月以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき

(費用弁償)

第10条 社員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事の決定に基づき、別に定める。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法」という。）に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議する。

(社員総会の開催)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 当法人の臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が開催する旨決定したとき
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求を行った社員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(招集)

第14条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催日の1週間前までに社員に対して行う。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権の数)

第16条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) 理事及び監事の報酬に関する事項
- (6) その他法令で定められた事項

3 社員は、法第50条の定めるところにより、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員数及び出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長を法が定める代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選によって選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、当法人の業務の執行に関する意思を決定する。

- 2 当法人の業務は、この定款に別に定める場合を除き、理事の過半数をもって決定する。
- 3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事が別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財

産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 当法人は理事及び監事に対して報酬を支給しない。但し必要と認める場合には、社員総会の決議によって、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事の決定に基づき、別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、社員総会の14日前までに監事に提出し、監査を受けた上で、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書（法第123条第2項の損益計算書をいう。）
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 第1項各号の書類及び監査報告については、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第31条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

(解散)

第32条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第33条 当法人が解散した場合（前条第1項第3号による解散及び同第4号による解散であつて当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。こ

の場合、機関として、社員総会及び清算人の他、監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

第11章 補 則

(細 則)

第36条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、社員総会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立時社員は次のとおりである。

氏 名	住 所
浅野直之	大阪府大阪市西淀川区姫島2丁目5番28号
奥野 恵	大阪府大阪市西淀川区姫島2丁目5番28号
河内 進	大阪府堺市中区辻之 215 番地 4
五頭伸幸	大阪府大阪市此花区西島1丁目14番14号
坂本利恵子	大阪府大阪市此花区伝法5丁目1番24-304号
晋山倫子	大阪府大阪市此花区西九条6丁目1番125-1007号
西村慶友	大阪府大阪市此花区西九条6丁目1番125-512号
山口弥奈	大阪府大阪市此花区伝法3丁目9番11号
吉田将義	大阪府大阪市此花区西九条3丁目8番18号

3 当法人の設立時理事及び設立時監事は次のとおりである。

設立時理事 大阪府堺市中区辻野 215 番地 4
河内 進

設立時理事 大阪府大阪市此花区伝法 5 丁目 1 番 24-304 号
坂本利恵子

設立時理事 大阪府大阪市此花区西九条 6 丁目 1 番 125-512 号
西村慶友

設立時理事 大阪府大阪市此花区西九条 3 丁目 8 番 18 号
吉田将義

設立時監事 大阪府大阪市此花区西九条 6 丁目 1 番 125-1007 号
晋山倫子

4 当法人の設立時代表理事は次のとおりである。

設立時代表理事 大阪府大阪市此花区西九条 6 丁目 1 番 125-512 号
西村慶友

5 当法人の設立当初の事業年度は、第 26 条にかかわらず、この法人の成立の日から令和 6 年 12 月 31 日までとする。

以上、一般社団法人この花咲くやアート協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

設立時社員 西村慶友

設立時社員 吉田将義

設立時社員 坂本利恵子

設立時社員 河内進

設立時社員 奥野恵

設立時社員 浅野直之



1947

設立時社員

五頭伸幸



設立時社員

山口 弥奈

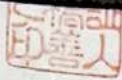


設立時社員

晋山 倫子



高橋 喜久



認証登簿 令和6年第1号

各嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が西村慶友である旨並びに同人が暴力団員等でない旨を申告した。

各嘱託人の代理人は、本職の面前で、各嘱託人の署名押印を自認する旨を陳述した。

よってこれを認証する。

令和6年1月16日当役場において

大阪市西区江戸堀一丁目10番8号

大阪法務局所属

公証人 高橋善久 印

これは謄本である。

前同日当役場において。

大阪市西区江戸堀一丁目10番8号

大阪法務局所属

公証人 高橋善久

